

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 千葉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第25号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金65万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年1月22日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年11月21日

金融庁長官事務代理 森本 学

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項14号に該当

被審人は、東京証券取引所マザーズ市場に上場されているアイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成22年2月18日午前9時14分ころから同年3月5日午後2時3分ころまでの間、9取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所及び取引所金融商品市場外において、B証券株式会社を介し、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文とCの買い注文とを対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を発注して高値で約定させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計99株を買い付ける一方、同株式合計64株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

2 法令の適用

法174条の2第1項、159条2項1号、174条の2第13項、金融商品取引法施行令33条の14第5項、7項、法130条、176条2項

(別表)

(単位：株)

取引年月日	売付株数	買付株数
平成22年2月18日	0	33
平成22年2月19日	0	0
平成22年2月22日	0	0
平成22年2月23日	0	11
平成22年2月24日	39	8 (8)
平成22年2月25日	0	22
平成22年2月26日	1	11
平成22年3月1日	19	0
平成22年3月2日	2	0
平成22年3月3日	1	1
平成22年3月4日	0	0
平成22年3月5日	2	13
合計	64	99 (8)

※ () は、うち取引所金融商品市場外における株数。

3 課徴金の計算の基礎

法174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別表に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、64株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、99株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(64株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (28,700 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 28,710 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 28,720 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 29,000 \text{ 円} \times 11 \text{ 株} \\ & + 29,010 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} + 29,020 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 29,110 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 29,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ & + 30,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} + 30,100 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 30,250 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 30,400 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ & + 30,500 \text{ 円} \times 14 \text{ 株} + 30,550 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 30,650 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 30,950 \text{ 円} \times 1 \text{ 株}) \\ & - (27,400 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 27,800 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 27,900 \text{ 円} \times 9 \text{ 株} + 27,990 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ & + 28,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} + 28,030 \text{ 円} \times 9 \text{ 株} + 28,050 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 28,100 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} \\ & + 28,140 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 31,450 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 31,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 31,550 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ & + 31,600 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 31,650 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 31,750 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 31,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ & + 35,250 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 35,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 35,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 38,300 \text{ 円} \times 5 \text{ 株}) \\ & = \blacktriangle 8,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(99株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(64株)を超えていることから、

当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(49,700円)に当該超える数量35株(99株-64株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(49,700円×35株)

－ (30,000円×2株+30,250円×9株+30,650円×1株+30,800円×1株
+30,900円×4株+30,950円×1株+31,000円×9株+31,200円×1株
+31,300円×2株+31,400円×1株+31,450円×4株)

= 661,250円

の合計額653,050円となる。

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、650,000円となる。